様式第１号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　長崎県知事　様

住所

氏名又は法人にあっては名称及び

代表者の職氏名

　　　　　　年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金交付申請書

　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業を実施したいので、長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金　金　　　　　　　　円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

【関係書類】

　１　事業計画書

２　立地場所位置図、土地利用計画図、建物内機械配置図等

３　立地場所の登記簿謄本及び賃借の場合は契約書の写し

４　設備、機械装置の設計計算書、図面、仕様書

　　※熱回収の場合は、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行

規則（昭和46年厚生省令第35号）第５条の５の５第２項第２号）

５　見積書の写し

６　県税に滞納が無いことを証する納税証明書

７　誓約書

８　その他知事が必要と認める書類

（法人の場合）

１　商業登記履歴事項全部証明書、定款又は寄附行為の写し

２　最近３年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し

（個人の場合）

　１　本籍地の記載のある住民票の写し

２　最近３年間の青色申告書又は白色申告書の写し

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

事業計画書

１　事業の目的、内容、効果

|  |
| --- |
|  |

２　施設整備に関する計画

(1) 施設整備の概要

|  |
| --- |
|  |

　(2) 施設の新設・増設・更新の別

・　新設　・　増設　・　更新　　（いずれかを〇で囲んでください。）

(3) 施設を整備しようとする土地、建物の利用計画

（土地は地目・面積・所有又は賃貸等の権利を、建物は種類別に床面積を記入）

|  |
| --- |
|  |

　　　※土地、建物の利用計画図（平面図）を添付すること。

(4) 施設整備に要する資金計画の概要

　 【支出の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 投資額の区分 | 名称･仕様･規格等 | 全体事業費 | 左のうち 補助対象経費 | 補助率 | 補助金申請額 |
| 建物建築(構築)費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 建物付属設備費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 機械装置費 |  |  |  | 1/2 |  |
| その他の経費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 計　(補助金申請額の上限は1千万円) | |  |  | － |  |

※見積書等の写しを添付すること。

　【収入の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達の区分 | 金　額 | 資金の調達先 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金・その他 |  |  |
| 県補助金 |  |  |
| 計 |  |  |

　　（申請内容により、区分や行幅は適宜修正してください。）

(5) 施設の稼働予定年月日

　　　　　　年　　月　　日

(6) 工程表(事業実施期間：　　　年　　月～　　　年　　月)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施年月  項目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地元等との協定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建物建築 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 付帯工事 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機械設置 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 試験操業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）項目は例示である。

(7) 施設整備に係る廃掃法、その他の法令に基づく許認可の取得（見込み）状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法令等の名称 | 許可等の名称 | 官公庁の名称 | 現在の状況 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

(8) 施設整備に当たり、地域や環境に配慮する事項

|  |
| --- |
|  |

３　リサイクル事業に関する計画

(1) 事業の内容（廃棄物（原材料）の集荷システム、廃棄物の処理工程、リサイクルの工程について、施設の規模、能力、廃棄物やその他の原料の投入割合を用い詳細に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

※　フロー図や主要機械の構造図等を添付すること。

(2) リサイクル効果（施設整備前後における廃棄物の処理量や再生利用量、リサイクル率、最終処分量とを比較するとともに県内から排出される産業廃棄物の取扱い割合を記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

※施設整備の効果は「②計画」－「①現状」となるよう記載ください。

(3)リサイクルする廃棄物

①現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物  の種類 | 産業廃棄物・一般廃棄物の区分 | 受入量 | 県内廃棄物割合 | ﾘｻｲｸﾙ製品への利用量 | 廃棄量 | ﾘｻｲｸﾙ製品製造量 | ﾘｻｲｸﾙ率 |
| （t/年） | （％） | （t/年） | （t/年） |  | （％） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

②計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物  の種類 | 産業廃棄物・一般廃棄物の区分 | 受入量 | 県内廃棄物  割合 | ﾘｻｲｸﾙ製品への利用量 | 廃棄量 | ﾘｻｲｸﾙ製品製造量 | ﾘｻｲｸﾙ率 |
| （t/年） | （％） | （t/年） | （t/年） |  | （％） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

(4) 原料となる産業廃棄物の調達先等

①現状

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物  の種類 | 廃棄物量(t/年) | 県内外  の別 | 調達先の名称・住所 | 調達の  方法 | 買取  の単価 | 処理受託 の単価 | 収集運搬の 費用負担 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

②計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物  の種類 | 廃棄物量(t/年) | 県内外  の別 | 調達先の名称・住所 | 調達の  方法 | 買取  の単価 | 処理受託 の単価 | 収集運搬の 費用負担 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）産業廃棄物の種類・名称毎に作成すること。

（注２）｢調達の方法｣は、「買取」「処理受託」の別を記載すること。

（注３）｢収集運搬の費用負担｣は、「自社」「排出元」の別を記載すること。

(5) リサイクル製品の販売等

※施設整備の効果は「②計画」－「①現状」となるよう記載ください。

①実績　（整備年度を含まず過去３年間の実績を記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引先名称・住所 | 連絡先 | 取扱量(t/年) | 取引金額(千円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

・年間売上高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 年度 | 年度 | 年度 |
| リサイクル製品の実績 |  |  |  |

②計画　（整備年度の翌年度以降３年間の見込みを記入)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引先名称・住所 | 連絡先 | 取扱量(t/年) | 取引金額(千円) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

・年間売上高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 年度 | 年度 | 年度 |
| リサイクル製品の見込 |  |  |  |

(6) 処理の効率化、品質の向上に資する内容（計画と実績を比較するなどして、施設を整備する効果を記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

(7) リサイクル製品の種類、品質・安全性

（規格・品質等の基準適合状況や環境基準への適合状況の確認方法を記載。また、検査結果等の既存確認資料がある場合は添付。）

|  |
| --- |
|  |

４　申請者の概要

(1) 事業内容（定款等で定めた事項を記載すること。）

(2) 資本金、出資金

①資本金、出資金　　　　　　　　　　　　円

②出資者及び持ち株比率等

|  |  |
| --- | --- |
| 出資者 | 出資・持ち株比率 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

(3) 従業員（常用雇用者数）

(4) 事業所・営業所の名称、所在地及び現有施設の概要（事業所毎に記入すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 施設 | | 処理能力  （8時間） | 用途 | 備考 |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 施設 | | 能力 | 用途 | 備考 |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |

　※更新申請の施設には、備考欄に更新と記載すること。

(5) リサイクル製品名（製品名、製造開始年を記載すること。）

(6) リサイクル業務に携わる者の略歴(リサイクル・廃棄物処理に関する略歴を記入すること。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 年月日 | 略歴 |
|  |  |  |
|  |  |  |

(7) 現に廃棄物を処理している場合は、その状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 産業廃棄物・一般廃棄物の区分 | 廃棄物量(t/年) | 県内外の別 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

(8) 廃掃法の許可を有している場合は、その状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可等の名称 | 許可番号 | 許可自治体 | 有効期限 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

≪表面≫

誓　約　書

申請者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすことを誓約します。

(1) 自己又は自社の役員等が、廃棄物処理法律第14条第５項第２号に規定する欠格要件に該当する者でないこと。

(2) 前号のイからヘに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(3) リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。

(4) 過去５年以内に廃棄物処理法の違反がないこと。

(5) 県税の未納がないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　長崎県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

≪裏面≫

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号に規定する欠格要件 | |
| 申請者が次のいずれにも該当しないこと。  イ　法第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者 | |
|  | 法第７条第５項第４号  イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（注１）  ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者  ニ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注２）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者  ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 （平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ヘ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの  ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（注３）であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人（注３）であつた者で、当該届出の日から５年を経過しないもの  チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）  ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの  ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの  ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの  ヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者 | |
| （注１）心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものとは、次のとおり  　　　　　精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  （注２）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（令第４条の６）とは、次のとおり  　大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  （注３）政令で定める使用人（令第４条の７）とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの  ①　本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）  ②　①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの | |

様式第２号(第９条関係)

　　年　　月　　日

長崎県知事　様

住所

氏名又は法人にあっては名称及び

代表者の職氏名

　年度 長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　号で交付決定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し［金　　　　　　　円の追加交付（減額承認）を受け］たいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第２項第１号の規定により、関係書類を添えて申請します。

　（注）１　金額の変更のない変更申請の場合は［　　］の分は、消去すること。

　　　　２　「関係書類」は、補助金交付申請書及び補助対象事業指定申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と比較できるように記載すること。

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

様式第３号（第９条関係）

　　年　　月　　日

長崎県知事　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金中止（廃止）の承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　　号で交付決定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第２項第２号の規定により申請します。

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

様式第４号（第９条関係）

　　年　　月　　日

長崎県知事　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

　年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金補助事業遅延等報告書

　　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　　号で交付決定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業について、予定期間内に完了しない見込み(事業遂行が困難)となりましたので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第２項第３号の規定により、関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

１　補助事業の進捗状況

２　補助事業に要した経費

３　遅延等の理由

４　遅延等に対する措置

５　補助事業の遂行及び完了の見込み

６　その他知事が必要と認める書類

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

様式第５号(第13条関係)

　　年　　月　　日

　長崎県知事　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

　年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　　号で交付決定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業について、事業が完了したので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

１　事業報告書

２　完了確認できる写真

３　領収書の写し

４　その他知事が必要と認める書

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

事業報告書

１　実施した事業の目的及び概要

（土地利用図、建物内機械配置図等添付）

２　施設整備の完了年月日

　　　　　　　　年　　月　　日

３　補助事業に係る施設整備に要する費用の実績

　 【支出の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 投資額の区分 | 名称･仕様･規格等 | 全体事業費 | 左のうち 補助対象経費 | 補助率 | 補助金申請額 |
| 建物建築(構築)費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 建物付属設備費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 機械装置費 |  |  |  | 1/2 |  |
| その他の経費 |  |  |  | 1/2 |  |
| 計　(補助金申請額の上限は1千万円) | |  |  | － |  |

※領収書等の写しを添付すること。

　【収入の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達の区分 | 金　額 | 資金の調達先 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金・その他 |  |  |
| 県補助金 |  |  |
| 計 |  |  |

　　（申請内容により、区分や行幅は適宜修正してください。）

４　リサイクル事業に関する成果

(1) リサイクル効果（見込）（事業計画書の３に記載した「リサイクル事業に関する計画」と比較し、効果（見込）を記載すること。）

(2) 効果（見込）が事業計画を下回る場合は、その理由及び実施予定の措置内容並びに実施時期

様式第６号(第13条関係)

　　年　　月　　日

　長崎県知事　　　　　　　　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金消費税等相当額報告書

　　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　　号で交付決定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業に関し、消費税等相当額が確定したので、長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和２年長崎県告示第302号）第６条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　長崎県補助金等交付規則（昭和４０年長崎県規則第１６号）第１４条の規定による確定額又は

　　事業実績報告による精算額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額（補助金返還相当額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

３　当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

様式第７号(第15条関係)

　　年　　月　　日

長崎県知事　様

住所

氏名又は法人にあっては名称及び

代表者の職氏名

　　　年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第 　　　号で額の確定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業として、下記金額を交付されるよう長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により請求します。

記

　請求額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　振込先

　　　　　　金融機関名及び支店名

　　　　　　預金種別及び口座番号

　　　　　　口座名義人（フリガナ）

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

様式第８号(第16条関係)

　　年　　月　　日

長崎県知事　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

　　年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金財産処分承認申請書

　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　号で補助金の額の確定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業に関し、下記の財産を処分したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第20条の規定により申請します。

記

１　財産取得の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時期

３　処分の方法

４　処分の理由

様式第９号（第18条関係）

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail:

　　年　　月　　日

長崎県知事　　　　　　　　　様

住所

氏名又は名称及び

代表者の職氏名

年度　長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金事業効果検証報告書

　　　　年　　月　　日付け長崎県指令　資循第　　　　号で補助金の額の確定の通知があった長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業について、　　年度における事業効果の検証結果を、長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金事業実施要綱第18条第２項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　設備の稼動日数

２　廃棄物のリサイクルの割合又は販売状況

事業計画書の３に記載した「リサイクル事業に関する計画」と比較し、効果を記載すること。産業廃棄物以外のものを混合してリサイクルした場合は、それらについても記載すること。

３　検証結果が事業計画を下回っている場合は、その理由及び実施予定の措置内容並びに実施時期

発行責任者及び担当者

　発行責任者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

　発行担当者：　　　　　　　　　（連絡先：　　　－　　　－　　　）

所在地：〒

FAX：　　　－　　　－　　　　　　　　　 　E-mail: